

平成26年度分保険料 免除申請の受付開始 (平成26年7月～平成27年6月)

「免除制度」とは

経済的理由や災害などにより保険料を納めることが困難であると申請して認められた場合に、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

- 対象 本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定基準以下の人
 - 免除期間 7月～翌年の6月
- ※失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。

平成26年度保険料と受給割合(1カ月)		
	保険料	老齢基礎年金の受給割合
全額免除	0円	8分の4
4分の3免除	3,810円	8分の5
半額免除	7,630円	8分の6
4分の1免除	11,440円	8分の7
全額納付	15,250円	8分の8

■保険料の猶予・特例制度

若年者納付猶予制度

本人と配偶者の所得が一定基準以下の30歳未満の人は、申請により保険料の納付を後払いにできます。

学生納付特例制度

本人の所得が一定基準以下の学生は、申請により在学期間中の保険料の納付を後払いにできます。

免除、猶予、特例

未納

どう違うの？

■「免除・猶予・特例」と「未納」の違い

① 老後の年金に反映

免除・猶予・特例のすべての期間が、老後の年金である老齢基礎年金を受給するための資格期間に反映されます。

② 老後の年金額に一部算入

免除期間は、減額されますが老齢基礎年金額の計算に算入されます。猶予・特例期間は算入されません。いずれの制度も10年以内であれば、あとから納める「追納」ができます(ただし、免除された年度から2年を経過した分については加算があります)。

③ 障害・遺族年金も保障

免除・猶予・特例のすべての期間を、国民年金から支給される障害基礎年金と遺族基礎年金を受給するための資格期間に入れることができ、万一の場合に保障されます。

●問い合わせ 役場住民課 ☎096(293)3112

出張年金相談所をご利用ください

毎月第3水曜日に、年金事務所相談員による「出張年金相談所」が、役場で開設されています。予約制です。

- 年金に関する問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142、☎096(355)3261
- 出張年金相談所の予約 役場住民課 ☎096(293)3112

7月10日から受け付け開始
臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

申請書は直接送付します

支給対象になる可能性のある人がいる世帯の世帯主に、7月上旬頃、お知らせと申請書などを送付します(公務員の人には子育て世帯臨時特例給付金の申請書は送付しません。申請書などは所属長から配布されます)。

期限までに申請がない場合は、申請を辞退したものとみなされるのでご注意ください。両方のお知らせが届いた人は、給付対象者の要件を確認し、該当するいずれかの給付金を申請してください。

なお、平成26年1月1日時点で町に住民票がない人の申請は受け付けできません。1月1日現在で住所のある市区町村にお尋ねください。



臨時福祉給付金

●給付対象者

- ① 平成26年1月1日時点で町に住民票がある人
 - ② 平成26年度の住民税(均等割)が課税されない人
- ※課税されている人の扶養親族は非該当です。

※生活保護制度の被保護者になっ

ている人は対象外です。

●給付額

給付対象者1人につき1万円
給付対象者の中で老齢基礎年金や障害基礎年金などの受給者は、5千円加算

子育て世帯臨時特例給付金

●給付対象者

- ① 平成26年1月1日時点で町の特例給付の受給者
 - ② 平成25年の所得が児童手当の所得制限額未満であること
- ※「臨時福祉給付金」の対象児童と生活保護制度の被保護者になっ

ていない児童は除きます。

●給付額

平成26年1月1日分の児童手当・特例給付の対象児童1人につき1万円

休日受付一覧

休日受付日	受付時間	場所
7月13日(日)	午前9時～正午 午後1時～午後4時	役場福祉課
7月20日(日)		
7月27日(日)		

- 受付開始日 7月10日(木)
- 受付期限 平成27年1月9日(金)
- 申請方法 申請書に同封された返信用封筒で必要書類を郵送するか、役場福祉課福祉係の窓口

に提出してください。

※7月中は役場2階ロビーに「受付専用窓口」を設置します。

また、次の休日にも受付を行います。

●申請に必要な書類

- ① 申請書(必要事項を記入してください)
- ② 本人確認書類の写し(免許証・健康保険証・旅券・住民基本台帳カードなど)

③ 振り込み希望の金融機関口座番号が分かる通帳部分の写し(キャッシュカードも可)

※臨時福祉給付金の加算対象となる人は、別に確認書類が必要

な場合があります。

※臨時福祉給付金の支給対象となる人を他の市区町村にお住まいの親族などが扶養している場合は、扶養親族が非課税である証明として「課税台帳記載事項証明書」が必要です。

お願い

窓口での申請は、大変混雑すると予想されます。自宅でも記入して、待ち時間も無い郵送での申請をご活用ください。

●問い合わせ

役場福祉課 福祉係

☎096(293)3510